

「歩育基本法」の制定を求める意見書

車社会や電子社会の進展など社会環境や生活様式の変化により、「歩かなくてもいい」生活、「一人で室内で遊ぶ」生活が子どもたちに浸透し、すぐ躓いて顔から転ぶ、体格の成長に比較しての運動能力の低下、すぐにキレるなど、子どもたちの心身の異変が指摘されている。

直立二足歩行は数百万年前からの人間活動の基本であり、また足は「第二の心臓」とも言われ、歩行は身体機能を育て、正常に保つ不可欠の手段といえ、心身の健康に資する運動として、歩行運動の有効性は数々の調査により示されているとおりである。

「歩育」とはそうした歩行運動の有効性を活用し「子どもの心身の健全な育成に資することを目的とした教育活動、保健活動および啓発活動」を含めた総合運動活動として定義されており、石川県における子ども施策の推進に関する行動計画であるエンゼルプランに「スポーツや外遊び」の必要性が指摘され、また官学民参画による組織により親子を対象とした「歩育運動」が推進されている。

さらに全国的には、東松山市では小学校の行事としてウォーキング大会で子どもたちが10キロ、20キロを歩き、東京都教育委員会では日常生活における子どもの身体活動量の向上を目指して、1日15,000歩の歩行及び1日60分の運動、スポーツを奨励しており、大阪府レクリエーション協会では「歩育」を活動の中心に据え、歩行運動を展開するなど、「歩育」の趣旨を広める社会運動が拡大しているところである。

運動とともに子どもたちの成長に欠かせない「食」への取組は平成17年に「食育基本法」が制定され、教育現場はもとより社会教育活動としても幅広く取り組まれている。

よって、国におかれては、平成24年3月には文部科学省より幼児期の運動指針が通知され、子どもたちの身体活動促進への取組が始まるこの機会に、身体運動の基礎となり、屋外での直接体験学習による五感力の育成、親子・仲間との交流による絆の形成など、子どもたちの心身の健全育成に資する「歩育」の推進を支える「歩育基本法」を早急に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(平成29年3月22日 可決)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

石川県野々市市議会